

令和3年12月16日

報道関係者 各位

PRESS RELEASE



和歌山県・紀の川市

令和3年度紀の川市子育て世帯への臨時特別給付金

子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します。支給金額は、対象児童1人につき10万円です。

■支給対象者…

1. 令和3年9月分の児童手当(本則給付)支給対象となる児童
2. 令和3年9月30日時点で高校生等(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童(保護者の所得が児童手当(本則給付)の支給対象となる金額の同等未満の場合)
3. 令和3年9月1日から令和4年3月31日生まれの児童手当(本則給付)支給対象者

■支給時期…

令和3年9月分の児童手当(本則給付)受給者(公務員以外)については、申請不要で、児童手当を支給している口座に令和3年12月27日(月)に支給予定です。

申請が必要と思われる方については、令和3年12月下旬に申請書を世帯主宛に発送します。申請書を提出いただいた後、市で申請内容を審査・支給決定後、順次支給します。

【本件に関する問い合わせ先】

和歌山県 紀の川市役所 福祉部こども課 担当: 山本江司

TEL: 0736-77-2511 FAX: 0736-79-3926 E-MAIL: k070400-001@city.kinokawa.lg.jp

